

## 日本歯科衛生教育学会 利益相反指針細則

### 第1条 本会学術大会等の発表

#### (開示の範囲)

演者全員が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体（以下「企業・組織や団体」という）に関わるものに限定する。

#### (開示の時期と方法)

本会の学術集会、シンポジウム、講演会、および公開講座などで発表・講演を行う演者全員は、抄録提出時に、過去3年間における発表者の当該発表演題に関する利益相反状態の有無を明らかにする。発表時には発表スライド、あるいはポスターに、利益相反状態を開示する。開示が必要であるのは演題登録日の3年前から発表時までのものとする。

### 第2条 本会機関誌などでの発表および学術図書等の発行・編集

#### (開示の範囲)

著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

#### (開示の時期と方法)

本会の機関誌などで発表を行う著者は、投稿時に、共著者を含めた全著者の当該論文に関する利益相反状態を明らかにしなければならない。利益相反指針および本細則に規定された利益相反状態がない場合は、同部分に、「著者に利益相反状態は認められなかった」旨の文言を入れる。開示が必要であるのは論文投稿日の3年前から投稿日までのものとする。学会機関誌以外の本会学術図書等での発行・編集も、これに準じて利益相反状態を明らかにする。

### 第3条 本会が実施する研究・教育および調査

#### (開示の範囲)

本会が実施する研究・教育および調査の参加者全員が開示する義務のある利益相反状態は、本会が実施する研究・教育および調査の内容に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

#### (開示の時期と方法)

本会が実施する研究・教育および調査の参加者は、全員が研究・教育および調査計画申請時に、参加者全員の研究・教育および調査に関する利益相反状態を明らかにしなければならない。また、研究・教育および調査中に新たな利益相反状態が発生した場合は、8週以

内に報告する義務を負うものとする。

#### 第4条 役員等ならびに学術大会長の利益相反自己申告書の取り扱い

##### (開示の範囲)

本会の役員（理事長，副理事長，理事，監事），学術大会担当責任者（大会長，副大会長，準備委員長），各種委員会委員長およびこれらの委員会に属する小委員会の長，事務局職員が開示する義務のある利益相反状態は，本会が行う事業に関連する企業業・組織や団体に関わるものに限定する。

##### (開示の時期と方法)

本会の役員（理事長，副理事長，理事，監事），学術大会担当責任者（大会長，副大会長，準備委員長），各種委員会委員長およびこれらの委員会に属する小委員会の長，事務局職員は，就任時の前年度1年間における利益相反状態の有無を就任時と就任後は1年ごとに利益相反自己申告書を提出しなければならない。既に利益相反自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。利益相反自己申告書には就任時から遡って過去3年分を記入する。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は，8週以内に報告する義務を負うものとする。

#### 第5条 改廃

本細則を改廃する場合は，利益相反委員会での協議のうえ，常任理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

本細則は，2022年3月25日から施行する。